

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人伊達市社会福祉協議会就業規程第20条の規定に基づき、伊達市社会福祉協議会職員（以下「職員」という。）に対する給与に関する事項を規定する。

(給与の種類)

第2条 給与とは、給料及び手当をいう。

2 手当の種類は次のとおりとする。

- (1) 扶養手当
- (2) 期末手当
- (3) 勤勉手当
- (4) 寒冷地手当
- (5) 住居手当
- (6) 通勤手当
- (7) 時間外勤務手当
- (8) 休日勤務手当
- (9) 管理職等手当
- (10) 退職手当

(給与の支給)

第3条 給料は、就業規程第20条に規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬とし、別表1の給料表により支給する。

2 給料の計算期間は当月当初より末日までとする。

3 給料、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当及び管理職等手当は毎月21日に、全額を銀行その他の金融機関の職員本人名義の預金口座へ振り込むことによって支給する。ただし、支給日が就業規程第11条に規定する休日に当たの場合は、順次これを繰り上げる。

4 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、第2項の計算期間以外の場合にはその給与期間の現日数から勤務を要しない日の日数を引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

5 職員が退職又は死亡した場合にはその月までの給与をその際支給する。

6 給与の支払いに際しては、その給与から、法に定めのあるものについて、その相当額を控除する。

第2章 初任給、昇格、昇給等の基準

(級別標準職務)

第4条 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に応じ、これを別表1の給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務は、次の級別標準職務表のとおりとする。

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
標準的職務	事務職員	事務職員	主 任	主 査	事務局長 事務局次長 地域包括支援センター長

(初任給基準)

第5条 新たに職員となった者の給料の月額（初任給）は、次の初任給基準表のとおりとする。

学歴免許等	初 任 給
大 学 卒	1 級23号俸
短 大 卒	1 級13号俸
高 校 卒	1 級 3 号俸

2 前項の規定にあたって、その者に経験年数等の特別な事情がある場合は、その者に与えられる職務及び学歴、経験、能力に応じて会長が定める。

(昇 格)

第6条 職員を他の職務の級に昇格させる場合には、人事評価の結果と組織の必要性に応じて職員を現に格付されている級の1級上位の級に昇格させることができる。

2 職員を昇格させた場合におけるその者の号俸は、伊達市職員の昇格規則（平成5年規則第4号）に準じた号俸とする。

(昇 給)

第7条 職員の昇給は、予算の範囲内で行うものとし、毎年4月1日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じた人事評価により行うものとする。昇給させる場合の号俸数は下表のとおりとする。ただし、55歳に達した後の昇給は勤務成績が表中（A）及び（B）である場合に限り、下段の号俸数を昇給させることができる。

昇給区分	勤務成績が模範であるもの（A）	勤務成績が優秀であるもの（B）	勤務成績が良好であるもの（C）	勤務成績で努力で必要なもの（D）	勤務成績で奮起で必要なもの（E）
昇給の号俸数	6	4	2	0	0
	2	1	0	0	0

2 職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、昇給の実施にあたってもこれを行わないものとする。

- (1) 休職中の者
- (2) 育児休業及び介護休業中の者
- (3) 本会就業規程34条の規定により懲戒処分された者、又は懲戒事由に該当する者の場合
- (4) 人事評価期間内の実勤務日数が概ね40日未満でかつ基準日以降に勤務実績のない者
- (5) その他会長が、昇給することが不適当と認められる者

第3章 手 当

(扶養手当)

第8条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

2 前項の「扶養親族」とは、次に掲げる者で、他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者をいう。

- (1) 配属者（届け出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
- (2) 22才未満の子及び孫
- (3) 60才以上の父母及び祖父母
- (4) 22才未満の弟妹

- (5) 重度心身障害者（心身の障害の程度が終生労務に適さない程度の者）
- 3 扶養手当の月額、別表2のとおりとする。
- 4 扶養親族である子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族である子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
- 5 扶養手当は、給料の支給方法に準じて支給する。
- 6 新たに職員となった者に扶養親族がある場合、または、職員に次の各号の一に該当する事実が生じた場合は、ただちにその旨を届け出なければならない。
- (1) 扶養親族としての要件を具備する者が生じた場合
- (2) 扶養親族としての要件を欠く者が生じた場合
- 7 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においては、その者が職員になった日から開始する。
- 8 第6項第1号に掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始する。ただし、この届け出が、これに係る事実の生じた日から30日を経過した後になされたときは、その届け出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行なうものとする。
- 9 第6項第2号に掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）以降支給しない。
- 10 第2項にかかわらず、次に掲げる者を扶養親族とすることはできない。
- (1) 他から扶養手当に相当する手当の支給を受けている者
- (2) その他の勤労所得、資産所得、事業所得等の合計額が、所得税の最低課税限度額以上である者
- (3) 重度心身障害者の場合、前各号によるほか、終身労務に服することができない程度でない者

(通勤手当)

第9条 通勤手当は、次の各号に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関を利用し、かつ運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員。
- (2) 通勤のため、自転車、自動車等を使用することを常例とする職員。
- (3) 第1号及び第2号を合わせて利用している職員。
- (4) 前各号に該当する場合であっても徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものは除く。なお、交通機関を利用しなければ、通勤することが著しく困難な職員については、この限りではない。
- 2 通勤手当の月額、別表3のとおりとする。
- 3 通勤手当は、給料の支給方法に準じて支給する。
- 4 職員は、住居、通勤方法の変更等により負担する運賃等の変更があったときは、ただちに届け出なければならない。
- 5 前項の届け出による通勤手当の支給は、次による。
- (1) 新たに要件が具備された場合は、翌月（初日の場合はその月）から支給する。
- (2) 要件を欠くに至った場合は、その事実の生じた日の属する月（これらの日が初日のときは、その前月）をもって終わる。
- (3) 通勤手当の月額を変更すべき事実が生じた場合は、その事実が生じた翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。ただし、前項の届け出が事実の生じた日より30日を経過した後になされたときは、その届け出を、受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。
- 6 職員が、出張、休暇、欠勤、その他の事由により、月の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、その月の通勤手当は、支給することができない。

(住居手当)

第10条 住居手当は、次の各号に掲げる職員に支給する。

- (1) 自ら住居するため住宅（貸間を含む）を借り受け、所定の額を超える家賃を払っている職員。
- (2) 自己の所有に属する住宅に居住している職員、その他これに準ずるものとして会長が認めた職員。
- 2 住居手当の月額、別表4のとおりとする。
- 3 住居手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

(時間外勤務手当、休日勤務手当)

第11条 正規の勤務時間外及び休日に勤務することを命ぜられた職員には、時間外勤務手当、休日勤務手当を支給する。ただし、休日を振り替えたとき（代休の指定の場合）は支給しない。

- 2 時間外勤務手当は、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対し、勤務1時間につき勤務1時間当たりの給与額の100分の125（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の150）に相当する額とする。
- 3 休日勤務手当は、休日において正規の勤務時間中に勤務した全時間に対し、勤務1時間につき勤務1時間当たりの給与額の100分の135（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の160）に相当する額とする。
- 4 時間外勤務、休日勤務1時間当たりの額は、給料の月額、寒冷地手当の月額の合計に12を乗じた額を、1週間の勤務時間に52を乗じたものから1日の勤務時間に19日をかけて得たものを差引いた時間で除した額とする。
- 5 時間外勤務手当、休日勤務手当支給の基礎となる時間の計算は、その月の全時間数によって行い、1時間未満の端数が生じた場合は、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。
- 6 出張中の時間外勤務、休日勤務については時間外勤務手当、休日勤務手当を支給しない。ただし、用務のため就業規則第10条に定める勤務時間を超える時間、あるいは休日における出張先での実質勤務時間（いずれも移動時間等は含まない）で、その勤務したことを確認したときはこの限りではない。
- 7 時間外勤務手当、休日勤務手当はその月分を翌月の給料支給定日に支給する。ただし、その日が祝日法による休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い祝日法による休日、日曜日又は土曜日でない日に支給する。

(管理職等手当)

第12条 管理職等手当は、次の表に掲げる職にあたる者に対して、同表の額を支給することができる。

役 職	月額
事務局長	30,000円
地域包括支援センター長	12,000円

(期末手当)

第13条 期末手当は、毎年6月1日及び12月1日（これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して6月30日、12月10日に支給する。（支給日が日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い日曜日又は土曜日でない日に支給する。）これらの基準日前1ヶ月以内に退職した職員についても同様とする。

- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては、100分の122.5を乗じて得た額に、基準日以前3ヶ月以内（基準日が12月1日であるときは、6ヶ月以内）の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、別表5に定める割合を乗じて得た額とする。
- 3 前項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額の合計額とする。
- 4 職員でその職務の級が3級以上であるものは、前項の規定にかかわらず、同項に規

定する合計額に、給料の月額合計額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して、職員の区分に応じて100分の10を越えない範囲内で別表7に定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

(勤勉手当)

第14条 勤勉手当は毎年6月1日及び12月1日（これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、**その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて**、6月30日及び12月10日に期末手当と合わせて支給する。これら基準日前1ヶ月以内に退職し、または、死亡した職員についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、**別表6で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額**とする。勤勉手当の額の総額は、前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基礎日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項においても同じ）において受けるべき**扶養手当**の月額の合計額を加算した額に、100分の**102.5**を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 **前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料の月額とする。**

4 前条第4項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項」とあるのは「次条第3項」と、「第2項の期末手当基礎額」とあるのは「次条第2項の勤勉手当基礎額」と読み替えるものとする。

(寒冷地手当)

第15条 寒冷地手当は、毎年11月から翌年3月までの初日（以下「基準日」という。）において在職する職員に対し支給する。

2 寒冷地手当の額は、次の表に掲げる基準日における職員の世帯等の区分に応じ、同表に掲げる額とする。

居住地	世帯等の区分		
	世帯主である職員		その他の職員
	扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員	
大滝区内に居住する職員	26,380円	14,580円	10,340円
上記以外に居住する職員	23,360円	13,060円	8,800円

3 前項の表の「世帯主である職員」とは、主としてその収入によって世帯の生計を支えている職員で次に掲げるものをいう。

(1) 扶養親族（第8条に規定する扶養親族をいう。以下同じ。）を有する者。ただし、扶養親族と同居していないもののうち、職員の扶養親族が居住する住居（当該住居が2以上ある場合にあっては、すべての当該住居）と国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）別表に掲げる地域の市役所又は町村役場との距離のうち最も短いものが60キロメートル以上であるものは、扶養親族のある職員に含まないものとする。

(2) 扶養親族を有しないが、居住のため、1戸を構えている者又は下宿、寮等の1部屋を専用している者

4 次の各号に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員の寒冷地手当の額は、第2項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(1) 業務上又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり休職した期間に給与の支給を受けている職員は第2項の規定による額

(2) 結核性疾患にかかり就業規程第30条により休職にされ給与の支給を受けている職員で、その休職の期間が満2年に達するまでは第2項の規定による額に100分の80を乗じた額

(3) 前2号以外の心身の故障により就業規程第30条により休職されたときは、その休職の期間が満1年に達するまで第2項の規定による額に100分の80を乗じた額

(4) 次に掲げる職員の支給額は零とする。

① 就業規程第34条の規定により停職にされている職員

② 刑事事件に関し起訴され、休職にされている職員

- ③ 心身の故障のため、長期の休養を要し休職されている職員のうち、第17条の規定に基づく給与の支給を受けていない職員
 - ④ 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第5条第1項の規定により育児休業をしている職員
- 5 基準日において前項各号に掲げる職員のいずれにも該当しない支給対象職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の日の属する月の末日までの間に、同項各号に掲げる職員のいずれかに該当する職員となった場合には該当した月の現日数から就業規程第11条1号に規定する休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りにより計算して得た額とする。
- 6 基準日において第4項第2号及び第3号に掲げる職員に該当する支給対象職員について当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、第4項第2号及び第3号の規定により割合が変更された場合には、該当した月の現日数から就業規程第11条1号に規定する休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りにより計算して得た額とする。
- 7 寒冷地手当は、基準日の属する月の職員給与規程第3条第3項で定める日（以下「支給日」という。）に支給する。ただし、支給日までに寒冷地手当に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。
- 8 基準日から支給日の前日までの間において離職し、又は死亡した支給対象職員には、当該基準日に係る寒冷地手当をその際支給する。
- 9 当該基準日から引き続いて第4項第4号に掲げる職員のいずれかに該当している支給対象職員が、支給日後に復職をした場合には、当該基準日に係る寒冷地手当をその際支給する。

（退職手当）

第16条 職員が退職したときは、退職手当を支給する。

- 2 退職手当金の支給に関する取扱いについては、別に定める職員退職手当支給規程によるものとする。

第4章 休 職 給

（休職給）

第17条 職員が就業規程第22条に規定する休職期間中の給与は、次のとおりとする。

- （1）業務外の傷病により休職するものについては、これに給料、扶養手当、住居手当、期末手当及び勤勉手当のそれぞれの100分の80を支給する。
- （2）業務上の傷病により休職するものについては、給与の全額を支給する。
- （3）傷病以外の事由及び休職の必要があると認められることにより休職するものについては、これに給料、扶養手当、住居手当、期末手当及び勤勉手当のそれぞれの100分の60を支給することができる。
- （4）刑事事件に関係し起訴されたことにより休職するものについては、これに給料、扶養手当、住居手当のそれぞれの100分の60以内を支給することができる。

第5章 災害補償

第18条 職員が就業規程第31条で休職する場合は、給与月額から労災保険給付額を差し引いた額を支給する。

第6章 委 任

第19条 この規程に定めるもののほか、必要な取扱いについては、別に会長が定める。

附 則

- 1 この規程は、昭和44年7月1日から施行する。
- 2 当分の間、職員の給料月額を、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1

日以後、第4条の規定により当該職員に適用される職務の級並びに第7条の規定により当該職員の受ける号俸に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

- 3 前項の規定は、就業規程第27条第1項及び第2項の規定により異動期間を延長された就業規程第24条に規定する管理監督職の職員には適用しない。

- 4 就業規程第27条に規定する降任等をされた職員であつて、降任された日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第2項の規定により当該職員の受ける給料月額が異動日の前日の当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）に達しないこととなる職員には、当分の間特定日以後、附則第2項の規定による当該職員が受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

附 則

この規程は、昭和47年11月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年3月26日から施行する。

（施行期日等）

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の社会福祉法人伊達市社会福祉協議会職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成12年12月1日から適用する。
- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の社会福祉法人伊達市社会福祉協議会職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年9月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年8月24日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年12月1日から施行する。

給与の調整（12月期末手当の調整について）

平成17年12月期末手当で下記①、②の合算額を減じて調整する。

① 4月給料、扶養手当、管理職手当、住居手当の合計に較差0.36%を乗じ、（円未満切り捨て）11月までの月数8を乗じた額

② 6月期末勤勉手当の支給額に較差0.36%を乗じた額

附 則

この規程は、平成18年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この規程の第21条及び第23条第2項については、平成18年4月1日から適用されたものとみなす。ただし、第23条第2項の月額は、平成20年3月31日までは20,000円とする。
- 3 大滝支所の職員にあっては、業務実態に応じた調整を行うものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この規程の第26条の2第1項については、平成20年11月から適用されたものとみなす。

附 則

- 1 この規程は、平成21年5月27日から施行する
- 2 平成21年6月支給の期末及び勤勉手当の額は、暫定的な措置として現行の支給月額から0.2カ月を減じた額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成21年12月1日から施行する。
- 2 この規程の第24条第4項については、平成21年4月1日から適用されたものとみなす。
(平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 3 平成21年12月に支給する期末手当の額は、改正後の規定により算定される期末手当の額から、次に掲げる額の合計額に相当する額を減じた額とする。
(1) 平成21年4月1日において職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、住居手当の月額の合計額に100分の0.24を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額
(2) 平成21年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.24を乗じて得た額
- 4 前項の規定は次の表の職務の等級及び号俸の職員には適用しない。

職務の級	号 俸
1 級	1 号俸から 5 6 号俸まで
2 級	1 号俸から 2 4 号俸まで
3 級	1 号俸から 8 号俸まで

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成22年12月1日から施行する。
- 2 今年度の人事院勧告により給与月額の引き下げ改定が行われる職員は、4月の給与に調整率0.28%を乗じて得た額に4月から11月までの月数(8ヶ月)を乗じて得た額と、6月に支給された期末・勤勉手当の額に調整率0.28%を乗じて得た額の合計額に相当する額を、12月の期末手当の額で減額調整する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成26年12月1日から施行する。
- 2 改正後の職員給与規程(以下「給与規程」という。)第5条第2項及び第14条第1項(別表2)の規定は、平成26年4月1日から適用する。
- 3 改正後の給与規程を適用する場合においては、改正前の給与規程に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程による給与の内払いとみなす。

附 則

この規程は、平成27年5月28日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成28年3月24日から施行する。
- 2 改正後の職員給与規程(以下「給与規程」という。)第5条第2項の規定は、平成27年4月1日から適用する。
- 3 改正後の給与規程を適用する場合においては、改正前の給与規程に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程による内払いとみなす。

附 則

この規程は、平成28年5月25日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成28年12月1日から施行する。
- 2 改正後の職員給与規程（以下「給与規程」という。）第5条第2項及び第14条第1項（別表2）の規定は、平成28年4月1日から適用する。
- 3 改正後の給与規程を適用する場合においては、改正前の給与規程に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程による給与の内払いとみなす。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成29年12月1日から施行する。
- 2 改正後の職員給与規程（以下「給与規程」という。）第5条第2項の規定は、平成29年4月1日から適用する。
- 3 改正後の給与規程を適用する場合においては、改正前の給与規程に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程による内払いとみなす。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和元年12月1日から施行する。
- 2 改正後の職員給与規程（以下「給与規程」という。）第3条第1項（別表1）は、平成31年4月1日から適用する。
- 3 改正後の給与規程第3条第1項を適用する場合においては、改正前の給与規程に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程による内払いとみなす。
(令和元年12月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 4 令和元年6月に勤勉手当を支給された職員は、支給された勤勉手当の額から、改正後の規定により算定された同月の勤勉手当の額を減じて得た額を12月の勤勉手当で減額調整する。

附 則

この規程は、令和2年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和4年12月1日から施行する。但し、第2条の規定は令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の職員給与規程第3条第1項（別表1）は、令和4年4月1日から適用する。
- 3 改正後の給与規程第3条第1項を適用する場合においては、改正前の給与規程に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程による内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は令和5年4月1日より施行する。
- 2 当分の間、職員の給料月額、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日以後、第4条の規定により当該職員に適用される職務の級並びに第7条の規定により当該職員の受ける号俸に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

3 前項の規定は、就業規程第27条第1項及び第2項の規定により異動期間を延長された就業規程第24条に規定する管理監督職の職員には適用しない。

4 就業規程第26条に規定する降任等をされた職員であって、降任された日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第2項の規定により当該職員の受ける給料月額が異動日の前日の当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）に達しないこととなる職員には、当分の間特定日以後、附則第2項の規定による当該職員が受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相

附 則

当する額を給料として支給する。

- 1 この規程は、令和5年12月1日から施行する。但し、第2条の規定は令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の職員給与規程第3条第1項（別表1）は、令和5年4月1日から適用する。
- 3 改正後の給与規程第3条第1項を適用する場合においては、改正前の給与規程に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程による内払いとみなす。

附 則

この規程は、令和 6年 4月 1日から施行する。

別表1 給与表（第3条関係）

職務の給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400
2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500
3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500
4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400
5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200
6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000
7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600
8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200
9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800
10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000
11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200
12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200
13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200
14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200
15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100
16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000
17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900
18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900
19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800
20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700
21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400
22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400
23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400
24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300
25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700

26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600
27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500
28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400
29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000
30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900
31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700
32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500
33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300
34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100
35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800
36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500
37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200
39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900
41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900

75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000
94		295,900	343,600	382,500	394,300
95		296,200	344,100	382,900	394,600
96		296,600	344,500	383,300	394,800
97		296,800	344,700	383,600	395,000
98		297,100	345,100	384,100	395,300
99		297,500	345,500	384,500	395,600
100		297,900	345,800	384,900	395,800
101		298,100	346,100	385,200	396,000
102		298,400	346,500	385,700	396,300
103		298,800	346,900	386,100	396,600
104		299,100	347,300	386,500	396,800
105		299,300	347,800	386,800	397,000
106		299,600	348,200	387,300	397,300
107		300,000	348,600	387,700	397,600
108		300,300	349,000	388,100	397,800
109		300,500	349,500	388,400	398,000
110		300,900	349,900	388,900	398,300
111		301,300	350,200	389,300	398,600
112		301,600	350,500	389,700	398,800
113		301,800	351,000	390,000	399,000
114		302,000	351,400	390,500	399,300
115		302,300	351,700	390,900	399,600
116		302,700	352,000	391,300	399,800
117		302,900	352,500	391,600	400,000
118		303,100	352,900		400,300
119		303,400	353,200		400,600
120		303,700	353,500		400,800
121		304,100	354,000		401,000
122		304,300	354,400		401,300
123		304,600	354,700		401,600

124		304, 900	355, 000		401, 800
125		305, 200	355, 500		402, 000
126			355, 900		402, 300
127			356, 200		402, 600
128			356, 500		402, 800
129			357, 000		403, 000
130			357, 400		403, 300
131			357, 700		403, 600
132			358, 000		403, 800
133			358, 500		404, 000
134			358, 900		404, 300
135			359, 200		404, 600
136			359, 500		404, 800
137			360, 000		405, 000
138			360, 400		
139			360, 700		
140			361, 000		
141			361, 500		
142			361, 900		
143			362, 200		
144			362, 500		
145			363, 000		
146			363, 400		
147			363, 700		
148			364, 000		
149			364, 500		
150			364, 900		
151			365, 200		
152			365, 500		
153			366, 000		
154			366, 400		
155			366, 700		
156			367, 000		
157			367, 500		
158			367, 900		
159			368, 200		
160			368, 500		
161			369, 000		
162			369, 400		
163			369, 700		
164			370, 000		
165			370, 500		
166			370, 900		
167			371, 200		
168			371, 500		
169			372, 000		
170			372, 400		
171			372, 700		
172			373, 000		

173			373, 500		
174			373, 900		
175			374, 200		
176			374, 500		
177			375, 000		
178			375, 400		
179			375, 700		
180			376, 000		
181			376, 500		
182			376, 900		
183			377, 200		
184			377, 500		
185			378, 000		
186			378, 400		
187			378, 700		
188			379, 000		
189			379, 500		
190			379, 900		
191			380, 200		
192			380, 500		
193			381, 000		
194			381, 400		
195			381, 700		
196			382, 000		
197			382, 500		
198			382, 900		
199			383, 200		
200			383, 500		
201			384, 000		
202			384, 400		
203			384, 700		
204			385, 000		
205			385, 500		
206			385, 900		
207			386, 200		
208			386, 500		
209			387, 000		
210			387, 400		
211			387, 700		
212			388, 000		
213			388, 500		
214			388, 900		
215			389, 200		
216			389, 500		
217			390, 000		
218			390, 400		
219			390, 700		
220			391, 000		
221			391, 500		

別表

2（第8条関係）

扶 養 手 当

扶養親族の範囲 （他に生計の途がなく主として その職員の扶養を受けている者）			扶 養 手 当 月 額 （1人につき）
配偶者	届け出をしないが事実上 婚姻関係と同様の事情に ある者を含む。		6,500円
(1) 22歳未満の子及 び孫	2 人 ま で	職員に配偶者 がない場合そ のうち1人	10,000円
(2) 60歳以上の父母 及び祖父母		職員に配偶者 がある場合	10,000円
(3) 22歳未満の弟妹	そ の 他		5,000円
(4) 重度心身障害者	特定期間にある子 （1人につき）		5,000円 加 算

注1 表中「22歳未満の」は「22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある」者も適用となる。

注2 「特定期間」とは15歳に達する日以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間をいう。

別表 3（第 9 条関係）

通 勤 手 当

1. 交通機関利用者（支給方法は、低廉な定期券の価額により一括支給する。）

区 分	支 給 額
運賃額55,000円以下	その運賃額
運賃額55,000円超	55,000円

2. 交通用具使用者

距 離 数	支給額	距 離 数	支給額
片道2km以上 5km未満	2,000円	片道35km以上 40km未満	21,600円
片道5km以上 10km未満	4,200円	片道40km以上 45km未満	24,400円
片道10km以上 15km未満	7,100円	片道45km以上 50km未満	26,200円
片道15km以上 20km未満	10,000円	片道50km以上 55km未満	28,000円
片道20km以上 25km未満	12,900円	片道55km以上 60km未満	29,800円
片道25km以上 30km未満	15,800円	片道60km以上	31,600円
片道30km以上 35km未満	18,700円		

3. 併用者 上記 1 及び 2 の支給額に基づいて支給

別表 4（第10条関係）

住 居 手 当

区 分	手 当 額
借家	家賃 月額20,600円以下
	家賃 月額20,600円超 月額54,600円未満
	家賃 月額54,600円超
持家	新築・購入後 5 年まで
	上記以外

別表 5 (第13条関係)

期 末 手 当

基準日	6 月 1 日	12 月 1 日
支給日	6 月 30 日	12 月 10 日
支給率	給 料 + 扶養手当 + 職務加算額の	
	1 2 2 . 5 / 1 0 0	1 2 2 . 5 / 1 0 0
在 職 期 間 に よ る 支 給 率 調 整	基準日以前 3 ヶ月以内の期間における在職期間が	基準日以前 6 ヶ月以内の期間における在職期間が
	3 ヶ月の場合 100/100	6 ヶ月の場合 100/100
	2 ヶ月 15 日以上 } の場合 80/100 3 ヶ月未満 }	5 ヶ月 以上 } の場合 80/100 6 ヶ月未満 }
	1 ヶ月 15 日以上 } の場合 60/100 2 ヶ月 15 日未満 }	3 ヶ月 以上 } の場合 60/100 5 ヶ月未満 }
	1 ヶ月 15 日未満の場合 30/100	3 ヶ月未満の場合 30/100

別表 6 (第14条関係)

勤 勉 手 当

基準日	6 月 1 日	1 2 月 1 日
支給日	6 月 3 0 日	1 2 月 1 0 日
支給率	(給料 + 職務加算額) × 期間率 × 成績率	
期間率	(基準日以前 6 ヶ月以内の期間における勤務区間の区分による。)	
	勤務期間	割合
	6 ヶ月	1 0 0 / 1 0 0
	5 ヶ月 1 5 日以上 6 ヶ月 未満	9 5 / 1 0 0
	5 ヶ月 以上 5 ヶ月 1 5 日未満	9 0 / 1 0 0
	4 ヶ月 1 5 日以上 5 ヶ月 未満	8 0 / 1 0 0
	4 ヶ月 以上 4 ヶ月 1 5 日未満	7 0 / 1 0 0
	3 ヶ月 1 5 日以上 4 ヶ月 未満	6 0 / 1 0 0
	3 ヶ月 以上 3 ヶ月 1 5 日未満	5 0 / 1 0 0
	2 ヶ月 1 5 日以上 3 ヶ月 未満	4 0 / 1 0 0
	2 ヶ月 以上 2 ヶ月 1 5 日未満	3 0 / 1 0 0
	1 ヶ月 1 5 日以上 2 ヶ月 未満	2 5 / 1 0 0
	1 ヶ月 以上 1 ヶ月 1 5 日未満	1 5 / 1 0 0
	1 5 日 以上 1 ヶ月 未満	1 0 / 1 0 0
	1 5 日 未満	5 / 1 0 0
	零	零
成績率	(次の各号に掲げる職員の区分による。)	
	勤務成績が模範であるもの	1 1 3 / 1 0 0
	勤務成績が優秀であるもの	1 0 5 . 5 / 1 0 0
	勤務成績が良好であるもの	1 0 2 . 5 / 1 0 0
	勤務成績で努力が必要なもの	8 9 / 1 0 0
	勤務成績で奮起が必要なもの	8 2 / 1 0 0
懲戒処分を受けた職員	1 けん責の処分を受けた職員 (2 及び 3 に該当する職員を除く。)	7 7 / 1 0 0
	2 減給の処分を受けた職員 (3 に該当する職員を除く。)	6 6 / 1 0 0
	3 停職の処分を受けた職員	5 5 . 5 / 1 0 0

別表 7 (第13条・第14条関係)

期 末 ・ 勤 勉 手 当 の 基 礎 額 加 算 率

加算額	(給料×加算率)	
加 算 率	5 級	1 0 %
	4 級	8 %
	3 級	5 %